

別記

數發

一、不況に鑑み私共従業員は、収入の減少に注意し、必要の節減を為すべく、私共が
致す故解雇をとり、
二、今後出張中の手当は、
三、現在の三分増と五分増にされること
四、目的地に到着する迄の所要費用(但し夜行)の日給を支給せしむ
五、日給二円五十銭以下者には、年二回日給二円五十銭以下者には、適宜日給を
水たし
六、工場の和漢ヶ所は、直ちに修繕せられたし
七、臨時工は、直ちに本工に充てられたし
八、今回の臨時休業中の日給を支給せられたし

昭和五年四月廿六日

従業員一員

佐野鉄工所工場主殿

加

5.5.7
1126

券紙第一三九四號
昭和五年五月五日

警視總監丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官吉田茂殿

佐野鉄工所ノ勞働爭議ニ関スル件 (第三報)

要旨一、第議団連日本都集合し、座り不穩ノ行動ナキモ、五月十日場所近ニ印刷物ヲ配布ス

青三日當夜調停探ニ赤々事業ヲ解決スル基キ勞資ノ意見アリ、是ニ局解決ニ至ラス

標記勞働爭議、其ノ後、經過左記ノ通

記

一、従業員側

従業員側ハ引續キ連日第議團本部ニ集合シ、交互ニ工場ノ監視